

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 (043231)
地域名 (地域内農業集落名)	葉坂地区 (葉坂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月26日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・ほ場整備事業の面工事は終了しており、今後は換地業務等を推進していく。地域内の担い手としては、個人の担い手が数名と農事組合法人が設立していて、水稻を中心に玉ねぎ等を作付している。農事組合法人は、専業従事者が3名おり、他の従事者も他職種に従事しながらの対応をしている状態である。なお、地権者とは農地の賃貸借関係を維持するとともに、継続契約で耕作し「ほ場の担当制」を継続してそれぞれの責任において管理・保全に努めている。課題としては、農事組合法人の永続的な経営を行うために、後継者の育成が必要となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ほ場整備事業が完了した際にはまず、法人を中心に水田を綺麗に耕作管理し、賃貸借された農地の保全管理とこれが生業として成熟するような効率的、生産性の良い低コスト栽培技術の導入により利益を追求し、従事分量配当ができ、省力可能な農機具を導入、新規販売品目の開拓、販路先の掘り起こし等を行える体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地、雑種地等は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ほ場整備区域外の農地についても、活用可能な農地については作付品目を検討し、土地利用計画を決めたうえで活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地区全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・面工事は令和4年度工事で終了しており、令和5年度から令和6年度で暗渠排水及び低地幹線排水路の装工を行い、令和7年度から換地業務に入る予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域の農地を農業法人と賃貸借として整理し、効率的かつ計画的に管理耕作しながら採算ベースに合うような低コスト管理を行う一方で、法人の収益となる作物の選択、支出の削減などを考慮しながらの経営管理を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図って行く。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう地域ぐるみで電気柵を設置しているが、老朽化も進んでいるため、より効果の高いワイヤーメッシュの導入を検討する。
 ③ほ場整備による大区画化に合わせ、農業用ドローンや情報支援機能付きコンバインを導入し、作業の効率化・省力化を図る。
 ⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。